承認ヲ要ス

第十四条 會長副会長ハ全役員ノ選挙ニ依リテ決定ス

第十五条 各役員中缺員ヲ生シタルトキ各所属支部ニ於テ補缺選挙ス但会長副会長ノ補缺選挙ハ全役員ノ選挙ニヨリ決定ス

第十六条 会計ハ全役員会ノ互選ニヨリ決定ス

第十七条 前第十三、十四、十五、十六各条ノ選挙方法ハ無記投票トシ出席員ノ多数決ニ従フ

第十八条 補欠選挙ニ依ル役員ノ任期ハ前任役員ノ任期ニ従フ

第四章 會員

第十九条 本会々員タランカトスルモノハ其月分ノ会費ヲ添ヘ口頭若クハ書面ニテヘ本部若クハ支部ヘ申込ムヘシ

第二十条 本會々員ニシテ退会セントスルモノハ其理由ヲ明記シ所属支部ヘ届出ツヘシ

第五章 支部機関

第二十一条 支部ニ於各部ニテ会員五十名ニ就キ若干ノ幹事評議員共ニ一名乃至二名ノ理事ヲ置ク但従来ノ各部ハ此限リニアラス

第二十二条 理事ハ支部ヲ代理シ幹事会ノ評議ニ基キ支部一切ノ会務ヲ處理ス

第二十三条 支部幹事評議員ハ支部会員ヲ代表シ支部一切ノ評議ヲ行フ

第二十四条 支部ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一、會員ノ指導監督
一、會費ノ徴収ハ毎月十八日迄ニ會計係ニ納入スルモノトス
一、會務報告（毎月三日迄本部ニ対シテ）

第六章 中央機関

第二十五条 本会総会ハ毎年一月七月ノ両度会長之ヲ召集ス

第二十六条 毎月一日本部ニ全役員会ヲ開ク此場合ハ会長日時ヲ定メ之ヲ召集ス

第二十七条 本部ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

一、各支部ニ連絡スヘキ一切ノ事項
一、其他本会ノ目的ヲ達スル為ニ必要ナル一切ノ事項

第二十八条 會長ハ各支部ノ理事幹事評議員ノ決議ニ依リ緊急ヲ要スト認メタル場合若クハ三名以上ノ役員ノ請求アリタル場合ハ何時ニテモ全役員ヲ召集シテ議ヲ求ムルコトヲ得

第二十九条 會計係ハ本会々計業務一切ヲ掌ルモノトス

第三十条 本会ノ収支ハ会長及副会長ノ承諾ヲ経テ之ヲ施行ス

第三十一条 本会ノ会費ハ一ケ月金二十銭トス

第三十二条 本会費ハ毎月十五日之ヲ徴収ス

第三十三条 本会ノ維持費ハ会費ヲ以テ之ニ充テ会費中ヨリ一定ノ基金ヲ積立ツルコト

第九章 雑則（附則）

第三十四条 会員中重傷病気休業火災死亡其他家族ノ死亡ニヨル場合ハ各支部ニ於テ適宜規定ヲ設ケ救済スルモノトス

第九章 雑則（附則）

第三十五条 本会支部ハ本規定ニ基キ支部規約ヲ規定シ本部ノ承認ヲ得テ施行スル事ヲ得

第三十六条 本則ハ総会ノ決議ヲ経ルニ非ザレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

第十章 罰則

第三十七条 本会々員ニシテ本則ニ違反シ本会ノ名誉ヲ汚損シタルモノアル時ハ全役員会ノ決議ヲ得テ之レヲ除名ス